DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

横浜市 電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)の ご案内

- DV等で横浜市内に避難していて、様々な理由で住民票を移せない方も、 「横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)」を 受給できる場合があります。
- 本給付金を受給するためには、手続きが必要です。
 - ※1 「DV等で避難」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合を言います。

支給対象

- ① 令和5年12月1日時点において、DV等により横浜市内に避難している避難者本人及び同伴者の全員の 令和5年度住民税が「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」 のみで構成されている避難世帯
- ② ①の対象世帯のうち、平成17年4月2日生まれ以降のこどもが属する避難世帯

支給額

- ① 1世帯あたり10万円(支給は1回のみ)
- ② 上記支給対象のお子さん1人につき5万円(支給は1回のみ)

申請方法

申請書類添付書類を同封の上、書類を郵送で提出してください。書類は2月27日から、 横浜市ウェブサイトでダウンロードか、区申請サポート窓口で受け取れます。※²

【提出書類】

- ① 横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)申請書
- ② 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書
- ※2 DV等避難中でいずれの方法でも受け取りが難しい場合は、DV等の支援機関へご相談ください。 支援機関での相談歴のない方は、各区の福祉保健センターにご連絡ください。

【送付先】 ※一般の申請書に印字された宛先とは異なりますので、ご留意ください。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 健康福祉局総務課 臨時特別給付金担当あて

申請期限

令和6年5月31日(金)必着

お問合せ先 <裏面0&Aあり>

横浜市電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金コールセンター

0120-045-320

受付時間9:00~19:00 (土日祝日を除く) 耳の不自由な方のお問い合わせ用FAX番号:

月の个目田な万のお問い合わせ用FAX番号 0120-303-464

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする 窓口を設置しております。

受付期間:2/1(木)~5/31(金)

(土日祝日を除く)

受付時間:9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く。



給付金の受給等に関するQ&A

- Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できますか?
- A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が本給付金を受給済の場合であっても、ご自身(及び同伴者)が一定要件(DV等で避難中である旨の申出、課税状況)を満たせば、給付金を受給できます。 DV等で避難中である旨の申出には、本給付金の申請書のほか、「申出書」と添付書類の提出が必要です。

DV等で避難中である旨の申出書に必要な添付書類の例

- 裁判所が発行する保護命令決定書の写し、確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する通知書や証明書等
- ※ 上記の書類がお手元にない場合は、 措置の内容(住民基本台帳事務における支援措置等)や、市区町村の福祉事務所 (横浜市の各区福祉保健センター等)、民間支援団体等へのDV等被害に関する 相談歴を、申出書に記入してください。
- ※ 過去に相談歴がなく、DV等被害の相談を行う場合は、各区福祉保健センターへ ご連絡ください。DV等相談は事前予約制です。
- Q 配偶者から D V を受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?
- A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている世帯とみなし、ご自身(及び同伴者)の令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者」または「非課税者」のみである場合には、本給付金を受給できます。
- Q 住民票のある自治体まで非課税証明書を取りに行く ことができません。申請できますか?
- A 非課税証明書を添付しなくても、申請は可能です。ただし、課税状況を別途確認させていただくため、審査にはお時間を要します。
- Q 申請から受給まで、どれくらいの期間がかかりますか?
- A お申し出の内容によって、確認事項が多岐にわたる場合があり、支給までにお時間を要するため、一律にお答えすることは困難です。 なお、審査にて支給要件を確認できた時点から起算すると、支給までにかかる標準期間は約1か月です。